

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 1 0 月 2 1 日（令和 7 年（行情）諮問第 1 2 1 4 号）

答申日：令和 8 年 7 月 2 2 日（令和 8 年度（行情）答申第 4 1 4 号）

事件名：行政文書ファイル「平成 2 1 年度決定 7」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の 2 に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 1 5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成 3 1 年 3 月 8 日付け防官文第 3 8 2 0 号及び令和 4 年 3 月 2 5 日付け同第 5 1 3 5 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書 1（原処分 1 に関するもの）

（略）

（2）審査請求書 2（原処分 2 に関するもの）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ及びウ （略）

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ （略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 31 年 3 月 8 日付け防官文第 3820 号により、本件対象文書のうち文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 4 年 3 月 25 日付け防官文第 5135 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 15 について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年 6 か月及び約 3 年 6 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和 7 年 5 月 14 日付け情個審第 1755 号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法 19 条 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 10 月 21 日 諮問の受理

- | | |
|--------------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年 1 1 月 1 7 日 | 審議 |
| ④ 令和 8 年 6 月 2 2 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年 7 月 1 5 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件諮問において、諮問庁は原処分 1 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成 3 1 年 4 月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル「平成 2 1 年度決定 7」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の開示を求めるものであったことから、開示請求時点（平成 3 1 年 1 月 8 日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記 (1) アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記 (1) イの保管状況及び上記 (1) ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る起案者、決裁者の氏名及び官職等並びに担当者の氏名等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省における起案者及び担当者の内線番号、メールアドレス及び電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためと認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

別表の番号3に掲げる不開示部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

別表の番号 4 に掲げる不開示部分は、具体的な部隊の名称が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、航空自衛隊の防衛、警備等関連措置規定を実施する部隊のレベルが明らかとなり、部隊運用の実態が推察され、自衛隊の任務遂行に支障が生じ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由があると認められるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の番号 5 に掲げる部分について

別表の番号 5 に掲げる不開示部分は、改定意見の提示に係る事務手続に関する記載が認められる。

当該部分は、これを公にすると、航空自衛隊における防衛、警備等関連措置規定適用までの試行期間における自衛隊の防衛、警備等措置に係る態勢の一端が推察されることにより自衛隊の任務遂行に支障が生じ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由があると認められるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表の番号 6 に掲げる部分について

別表の番号 6 に掲げる不開示部分は、陸上自衛隊の態勢に関する情報のうち、防衛研究等に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、防衛研究あるいは研究開発の事業名、内容及び成果等が明らかとなり、陸上自衛隊の防衛構想、弱点及び部隊の戦略化の程度から、陸上自衛隊の事態対処能力の実際が推察され、自衛隊の効果的な任務の遂行に支障が生じるおそれがあり、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由があると認められるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表の番号 7 に掲げる部分について

別表の番号 7 に掲げる不開示部分には、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続及びその内容に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

情報公開・個人情報保護審査会の行う調査審議の手続は、情報公開・個人情報保護審査会設置法 14 条の規定により公開しないこととされているところ、当該不開示部分を公にすると、同審査会にお

ける調査審議の過程を明らかにすることになり、同審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ 当該部分は、審査会の調査審議の手續過程に関する情報が含まれていることから、これを公にすることにより、審査会の調査審議の手續過程について正確な理解を持たない者が表面的な事実を捉えて、あるいはそれのみから、誤解や答申の公平さ、客観性についての疑義を抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられ、審査会の充実した調査審議を損なうおそれ及び審査会の答申に対する信頼を失わせるおそれが生ずることは、審査会における今後の調査審議や答申を行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分1は、審査請求から諮問までに約6年6か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手續」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「平成21年度決定7」に綴られた文書の全て

2 本件対象文書

文書1 行政文書開示決定通知書（平成20年11月4日付け防官文第12790号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2479号。平成21年8月31日）」のみ。）

文書2 行政文書開示決定通知書（平成20年11月4日付け防官文第12790号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2479号。平成21年8月31日）」を除く。）

文書3 行政文書開示決定通知書（平成20年9月22日付け防官文第11090号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書4 行政文書開示決定通知書（平成20年2月29日付け防官文第2333号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書5 行政文書開示決定通知書（平成21年3月31日付け防官文第4288号並びに平成21年4月30日付け防官文第5932号及び防官文第5933号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書6 行政文書開示決定通知書（平成20年12月24日付け防官文第15211号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書7 行政文書不開示決定通知書（平成21年6月24日付け防官文第7747号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書8 行政文書開示決定通知書（平成21年2月3日付け防官文第1136号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書9 行政文書開示決定通知書（平成20年12月25日付け防官文第15364号、平成21年1月23日付け防官文第622号、平成21年2月24日付け防官文第2110号、平成21年5月1日付け防官文第5980号、平成21年4月23日付け防官文第5578号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書10 行政文書開示決定通知書（平成21年3月9日付け防官文第2609号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書11 行政文書不開示決定通知書（平成20年10月10日付け防官文第11803号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書12 行政文書不開示決定通知書（平成20年11月4日付け防官文

第 1 2 7 9 1 号) による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 1 3 行政文書不開示決定通知書 (平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日付け防官文第 1 3 2 4 9 号及び平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日付け防官文第 1 4 9 9 3 号) による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 1 4 行政文書開示決定通知書 (平成 2 0 年 8 月 2 9 日付け防官文第 1 0 2 5 1 号) による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 1 5 行政文書開示決定通知書 (平成 2 1 年 4 月 2 7 日付け防官文第 5 8 0 4 号) による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

別表

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		1 3 枚目、1 4 枚目、3 4 枚目及び 3 5 枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
		1 5 枚目の一部	
	文書 3	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		2 2 枚目の一部（担当者の内線番号を除く。）	
		2 3 枚目の一部	
	文書 4	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		2 8 枚目から 3 5 枚目までのそれぞれ一部（担当者の内線番号又は送信者の内線番号、F A X 番号及びメールアドレスを除く。）	
		3 6 枚目の一部	
	文書 5	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		3 7 枚目から 4 5 枚目までのそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
	文書 6	1 枚目の起案者の氏名及び印影	

		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		2 5 枚目及び2 6 枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
		2 8 枚目の一部	
	文書 7	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		1 4 枚目及び1 5 枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
		1 9 枚目の一部（送信者の内線番号及びF A X 番号を除く。）	
	文書 8	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		1 6 枚目の担当者名	
		2 6 枚目及び2 7 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号を除く。）	
	文書 9	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		8 4 枚目及び1 2 1 枚目のそれぞれ担当者名	
		9 8 枚目、9 9 枚目、1 2 7 枚目及び1 2 8 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及び送信者又は宛先のメールアドレスを除く。）	
	文書 1 0	1 枚目の起案者の氏名及び印影	

		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		1 6 枚目の担当者名	
		2 4 枚目及び2 5 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレス並びに宛先及び受信者のメールアドレスを除く。）	
	文書 1 1	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		1 4 枚目、1 5 枚目、2 4 枚目及び2 5 枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
		1 6 枚目の一部	
	文書 1 2	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
	文書 1 3	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		3 6 枚目から3 9 枚目までのそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
	文書 1 4	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		2 4 枚目の担当者名	
	文書 1 5	1 枚目の起案者の氏名及び印影	
		1 枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	

		2 5 枚目、3 9 枚目及び4 0 枚目のそれぞれ一部（担当者の内線番号を除く。）	
		4 1 枚目の一部	
2	文書 2	1 枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号 柱書きに該当するため不開示とした。
		1 3 枚目、1 4 枚目、3 4 枚目及び3 5 枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
	文書 3	1 枚目の起案者の内線番号	
		2 2 枚目の担当者の内線番号	
	文書 4	1 枚目の起案者の内線番号	
		2 8 枚目、2 9 枚目及び3 1 枚目から3 5 枚目までのそれぞれ担当者の内線番号	
		3 0 枚目の送信者の内線番号、F A X 番号及びメールアドレス	
	文書 5	1 枚目の起案者の内線番号	
		3 7 枚目から4 5 枚目までのそれぞれ担当者の内線番号	
	文書 6	1 枚目の起案者の内線番号	
		2 5 枚目及び2 6 枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
	文書 7	1 枚目の起案者の内線番号	
		1 4 枚目及び1 5 枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
		1 9 枚目の送信者の内線番号及びF A X 番号	
	文書 8	1 枚目の起案者の内線番号	
		1 6 枚目の担当者の内線番号	
		2 6 枚目及び2 7 枚目のそれぞれ送信者の内線番号	
	文書 9	1 枚目の起案者の内線番号	
		8 4 枚目及び1 2 1 枚目の	

		それぞれ担当者の内線番号	
		98枚目、99枚目、127枚目及び128枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
		98枚目及び99枚目のそれぞれ宛先のメールアドレス	
	文書10	1枚目の起案者の内線番号	
		16枚目の内線番号	
		24枚目及び25枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス並びに宛先及び受信者のメールアドレス	
	文書11	1枚目の起案者の内線番号	
		14枚目、15枚目、24枚目及び25枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
	文書12	1枚目の起案者の内線番号	
	文書13	1枚目の起案者の内線番号	
		36枚目から39枚目までのそれぞれ担当者の内線番号	
		64枚目の電話番号	
	文書14	1枚目の起案者の内線番号	
		24枚目の担当者の内線番号	
	文書15	1枚目の起案者の内線番号	
		25枚目、39枚目及び40枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
3	文書2	3枚目、4枚目、6枚目から8枚目まで、10枚目、12枚目、38枚目、39枚目、46枚目及び48枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公に

	文書 3	3 枚目、1 5 枚目、2 5 枚目、2 6 枚目及び3 7 枚目のそれぞれ一部	することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	3 枚目、1 6 枚目、1 9 枚目、4 4 枚目、4 5 枚目及び5 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	3 枚目、1 0 枚目、1 6 枚目、2 2 枚目から2 5 枚目まで、2 9 枚目、3 3 枚目、4 7 枚目、4 8 枚目、5 5 枚目、5 6 枚目、6 2 枚目、6 3 枚目及び6 9 枚目から7 1 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 6	3 枚目、9 枚目、1 6 枚目、1 9 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目、2 4 枚目、3 4 枚目、3 5 枚目及び4 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	3 枚目、1 0 枚目から1 3 枚目まで、2 0 枚目、2 1 枚目及び2 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	3 枚目、1 1 枚目から1 3 枚目まで、1 5 枚目、3 9 枚目、4 0 枚目及び4 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	3 枚目、1 4 枚目、2 5 枚目、3 6 枚目、4 7 枚目、5 3 枚目から5 8 枚目まで、6 0 枚目、6 2 枚目、6 3 枚目、6 6 枚目、6 8 枚目、6 9 枚目、7 1 枚目、7 3 枚目、7 4 枚目、7 6 枚目、7 8 枚目、7 9 枚目、8 1 枚目、8 3 枚目、1 3 7 枚目、1 3 8 枚目	

		目、149枚目、150枚目、161枚目、162枚目、173枚目、174枚目、185枚目、186枚目及び192枚目から196枚目までのそれぞれ一部	
	文書10	3枚目、11枚目、12枚目、14枚目、15枚目、32枚目、33枚目及び41枚目のそれぞれ一部	
	文書11	3枚目、10枚目から13枚目まで、28枚目、29枚目及び35枚目のそれぞれ一部	
	文書12	3枚目、10枚目から13枚目まで、16枚目、17枚目及び23枚目のそれぞれ一部	
	文書13	3枚目、12枚目、22枚目から24枚目まで、28枚目、41枚目、42枚目、51枚目から53枚目まで及び63枚目のそれぞれ一部	
		64枚目の不服申立人氏名	
	文書14	3枚目、12枚目、17枚目、33枚目、34枚目及び45枚目のそれぞれ一部	
	文書15	3枚目、9枚目、22枚目及び46枚目から48枚目までのそれぞれ一部	
4	文書3	14枚目の宛先及び配布区分の一部	これを公にした場合、航空自衛隊防衛、警備等関連措置規定を実施する部隊のレベルが明らかとなり、部隊運用の実態が推察され、自衛隊の任務遂

			行に支障が生じ、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
5	文書３	１４枚目の改正意見の提示の一部	これを公にした場合、規定適用までの試行期間における態勢等が推察され、自衛隊の任務遂行に支障が生じ、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	文書４	１８枚目の一部	防衛研究及び研究開発に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛研究あるいは研究開発の事業名、内容及び成果等が明らかとなり、陸上自衛隊の防衛構想、弱点及び部隊の戦略化の程度が推察され、自衛隊の効果的な任務遂行に支障を生じるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7	文書１４	３０枚目から３２枚目までのそれぞれ全部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。